

境港市空家の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、境港市空家の適正管理に関する条例（平成26年境港市条例第10号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(立入調査員証)

第2条 条例第7条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第1号）とする。

(指導の方法)

第3条 条例第8条に規定する指導は、空家の適正管理に関する指導書（様式第2号）により行うものとする。

(勧告の方法)

第4条 条例第9条に規定する勧告は、空家の適正管理に関する勧告書（様式第3号）により行うものとする。

(命令の方法)

第5条 条例第10条に規定する命令は、空家の適正管理に関する命令書（様式第4号）により行うものとする。

(弁明の機会の付与)

第6条 条例第10条に規定する命令に係る境港市行政手続条例（平成8年条例第20号）第28条に基づく通知は、空家の適正管理に関する命令に対する意見陳述機会の付与通知書（様式第5号）を交付することにより行うものとする。この場合において、同条に規定する相当な期間は、当該通知書の到達の日から起算して14日以降の日とするものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者が、境港市行政手続条例第27条に規定する弁明をしようとするときは、空家の適正管理に関する命令に対する意見陳述書（様式第6号）により行うものとする。

(命令代行措置)

第7条 条例第11条第1項の規定により申出をしようとする者は、空家の適正管理に関する命令に対する代行措置の申出書（様式第7号）を提出するものとする。

2 市長は、条例第11条第1項に規定する申出があったときは、これを審査し、その結果を空家の適正管理に関する命令に対する代行措置承認・不承認通知書（様式第8号）により、当該申出を行った者に通知するものとする。

3 条例第11条第3項に規定する同意が得られたときは、空家の適正管理に関する命令に対する代行措置に係る同意書（様式第9号）の提出を受けるものとする。

(公表)

第8条 条例第12条第1項に規定する公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 境港市公告式条例（昭和31年条例第25号）第2条第2項に規定する掲示場への
掲示

(2) 市のホームページへの掲載

(3) その他市長が必要と認める方法

2 条例第12条第2項に規定する意見を述べる機会の付与は、空家の適正管理に関する公表に対する意見陳述機会の付与通知書（様式第10号）により行うものとする。

3 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知書の到達の日から起算して14日以内に、空家の適正管理に関する公表に対する意見陳述書（様式第11号）を提出するものとする。

4 市長は、公表をしようとするときは、当該公表される者に対し、空家の適正管理に関する命令違反事実公表通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（代執行）

第9条 行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項に規定する文書は、戒告書（様式第13号）とする。

2 行政代執行法第3条第2項に規定する代執行令書は、代執行令書（様式第14号）とする。

3 行政代執行法第4条に規定する証票は、執行責任者証（様式第15号）とする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（表面）

55 mm	<p>立入調査員証</p> <p>写真 刻印</p> <p>所属 職・氏名 生年月日 年 月 日</p> <p>上記の者は、境港市空家の適正管理に関する条例（平成26年境港市条例第10号）第7条第2項の規定に基づき立入調査を行う職権を有する者であることを証する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">境港市長 印</p>
	91 mm

（裏面）

55 mm	<p style="text-align: center;">境港市空家の適正管理に関する条例（抜粋）</p> <p>（立入調査）</p> <p>第7条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、当該空家及びその敷地に立ち入らせ、その調査を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
	91 mm

年 月 日

様

境港市長

印

空家の適正管理に関する指導書

あなた（貴社）が所有（管理）する下記の空家について調査したところ、倒壊、建築材等の飛散により、人の生命、身体又は財産を害するおそれがある状態にありますので、境港市空家の適正管理に関する条例（平成26年境港市条例第10号）第8条の規定により、下記のとおり指導します。

記

1 空家の所在地	境港市
2 空家の状況	
3 指導事項	

様

境港市長

印

空家の適正管理に関する勧告書

あなた（貴社）が所有（管理）する下記の空家について、年 月 日
付け で指導したところですが、なお危険な状態にありますので、境港市
空家の適正管理に関する条例（平成26年境港市条例第10号）第9条の規定により、
下記の措置をとるよう勧告します。

なお、勧告に係る措置に着手したとき、及び勧告に係る措置が完了したときは、直
ちに、連絡してください。

記

1 空家の所在地	境港市
2 空家の状況	
3 勧告事項	
4 措置期限	年 月 日

様

境港市長

印

空家の適正管理に関する命令書

あなた（貴社）が所有（管理）する下記の空家について、年 月 日
付けにより勧告したにもかかわらず、当該勧告に係る措置がとられていま
せんので、境港市空家の適正管理に関する条例（平成 26 年境港市条例第 10 号）第
10 条の規定により、下記の措置をとるよう命じます。

なお、命令に係る措置に着手したとき、及び命令に係る措置が完了したときは、直
ちに連絡してください。

記

1 空家の所在地	境港市
2 空家の状況	
3 命令事項	
4 措置期限	年 月 日

（不服申立て及び訴訟提起に係る教示）

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、境港市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- この処分（※）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、境港市を被告として（境港市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（※）上記 1 により異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定となります。

様

境港市長

印

空家の適正管理に関する命令に対する意見陳述機会の付与通知書

あなた（貴社）が所有（管理）する下記の空家について、 年 月 日付
け により勧告したにもかかわらず、これに従われていませんので、境港市
空家の適正管理に関する条例（平成 26 年境港市条例第 10 号）第 10 条の規定に基づ
き、必要な措置をとるよう命ずることを予定しています。

については、この処分に先立ち、当該勧告に係る措置をとることができなかつた理由
等がある場合は、空家の適正管理に関する命令に対する意見陳述書（様式第 6 号）を
提出してください。

記

1 空家の所在地	境港市
2 命令の内容	
3 意見陳述書の提出期限	年 月 日
4 意見陳述書の提出先	

境港市長 様

提出者 住 所
氏 名
電話番号



空家の適正管理に関する命令に対する意見陳述書

空家の適正管理に関する命令に対する意見陳述機会の付与通知書で通知のあったことについて、下記のとおり意見を述べます。

記

1 空家の所在地	境港市
2 措置をとらなかった理由	
3 その他の意見	

備考

所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。

境港市長 様

申出人 住 所
氏 名
電話番号 ㊟

空家の適正管理に関する命令に対する代行措置の申出書

境港市空家の適正管理に関する条例（平成26年境港市条例第10号）第11条第1項の規定により、私（弊社）が所有又は管理する空家について、下記の理由により措置を講ずることが困難なため、境港市が代わって措置を講ずることを申し出ます。

記

1 空家の所在地	
2 命令に係る措置を講ずることが困難な理由	

備 考

所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。

様

境港市長

印

空家の適正管理に関する命令に対する代行措置承認・不承認通知書

年 月 日付けで申出のありました命令に対する代行措置につきまして、審査の結果、下記の通り決定しましたので、境港市空家の適正管理に関する条例施行規則（平成 26 年境港市規則第 5 号）第 7 条第 2 項の規定により、通知します。

記

1 審査結果

承認 ・ 不承認

2 不承認の理由（不承認の場合のみ）

境港市長 様

同意人 住 所
氏 名
電話番号



空家の適正管理に関する命令に対する代行措置に係る同意書

境港市空家の適正管理に関する条例（平成26年境港市条例第10号）第11条第3項の規定により、私（弊社）が所有・管理する下記の空家について、境港市が命令に対する代行措置を講ずることに同意します。

また、当該措置に要する費用については、私（弊社）が負担をすることに併せて同意します。

記

1 空家の所在地	境港市
2 措置の内容	
3 措置に係る費用（概算）	円
4 その他	

様

境港市長

印

空家の適正管理に関する公表に対する意見陳述機会の付与通知書

あなた（貴社）が所有（管理）する下記の空家について、 年 月 日付けにより命令したにもかかわらず、これに従われていませんので、境港市空家の適正管理に関する条例（平成26年境港市条例第10号）第12条第1項の規定により、下記のとおり公表することを予定しています。

については、当該命令に係る措置をとることができなかつた理由等がある場合は、空家の適正管理に関する公表に対する意見陳述書（様式第11号）を提出してください。

記

1 あなた（貴社）の住所及び氏名（主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者氏名）	
2 空家の所在地	境港市
3 命令の内容	
4 公表の期間（予定）	年 月 日から 年 月 日まで
5 公表の方法	
6 意見陳述書の提出期限	年 月 日
7 意見陳述書の提出先	

境港市長 様

提出者 住 所
氏 名
電話番号



空家の適正管理に関する公表に対する意見陳述書

空家の適正管理に関する意見陳述機会の付与通知書で通知のあったことについて、
下記のとおり意見を述べます。

記

1 空家の所在地	境港市
2 命令措置をとらなかった理由	
3 その他の意見	

備考

所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。

様

境港市長



空家の適正管理に関する命令違反事実公表通知書

あなた（貴社）が所有（管理）する下記の空家について、 年 月 日付
け により命令したにもかかわらず、これに従われていませんので、境港市
空家の適正管理に関する条例（平成26年境港市条例第10号）第12条第1項の規定により
下記のとおり公表しますので、通知します。

記

1 あなた（貴社）の住所及び氏名（主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）	
2 空家の所在地	境港市
3 命令の内容	
4 公表の期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 公表の方法	

（不服申立て及び訴訟提起に係る教示）

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、境港市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- この処分（※）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、境港市を被告として（境港市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（※）上記1により異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定となります。

様

境港市長

印

戒 告 書

あなた（貴社）は、下記の空家について改善措置をとることを 年 月 日 付け により命令したにもかかわらず、現在もなお、当該措置がとられていません。

については、下記の履行期限までに当該措置をとられるよう、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定により戒告します。

なお、履行期限までに当該措置をとられない場合は、行政代執行法第2条の規定により代執行し、その費用を徴収しますので、申し添えます。

記

1 空家の所在地	境港市
2 空家の状況	
3 命令の内容	
4 履行期限	年 月 日

（不服申立て及び訴訟提起に係る教示）

- この処分（※）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、境港市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- この処分（※）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、境港市を被告として（境港市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（※）上記1により異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定となります。

様

境港市長

印

代 執 行 令 書

あなた（貴社）が所有（管理）する下記の空家について改善措置をとることを
年 月 日付け により戒告したところですが、履行期限を経過したにもかかわらず、いまだに当該措置がとられていません。

については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定により代執行を行いますので、同法第3条第2項の規定により通知します。

この執行に要する費用は行政代執行法第2条の規定により、あなた（貴社）から徴収します。

なお、この代執行の対象となる空家について、当該執行後の補修は行いませんし、この代執行に伴いあなた（貴社）又は当該空家に損害が生じてもその責は一切負いませんので申し添えます。

記

1 代執行を行う空家の所在地	境港市
2 代執行を行う空家の状況	
3 代執行を行う期日	年 月 日から 年 月 日までの間
4 代執行のために派遣する執行責任者の氏名	
5 代執行に要する費用の見積額（概算）	

（不服申立て及び訴訟提起に係る教示）

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、境港市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- この処分（※）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、境港市を被告として（境港市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（※）上記1により異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定となります。

執 行 責 任 者 証

所属
職・氏名

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

年 月 日

境港市長 印

記

1 代執行を行う空家の所在地

2 代執行の内容

3 代執行を行う期日

年 月 日から 年 月 日までの間